

野生動物管理全国協議会主催 2017 シンポジウム

「野生動物管理の体制と資源的利用のあり方を考える」を

踏まえた鳥獣害対策に関わる提言

本提言のポイント

(詳細は下記の「講演や総合討論を踏まえての具体的提言」を参照)

- 認定鳥獣捕獲等事業者制度については、申請者に対する客観的審査を盛り込む等、「質保証」としての仕組みを早期に検討すべきである。
- 現状では、被害対策や個体数管理を目的とする捕獲であっても趣味狩猟と変わらぬ手法で行われることが多いことから、目的に合致する捕獲の体制や方法等を地域に浸透・定着させることが不可欠である。
- 被害対策として捕獲個体の利活用（シビエ振興）を進めるのであれば、野生鳥獣ゆえに避けることのできない肉質や歩留まり、供給量等に関わる「不安定性」を是認し、これを前提とする利活用システムを構築しなければならない。
- 捕獲個体の処理・加工は、現状では食品衛生に関わる知識・経験に乏しい狩猟者が担う場合が少なくないため、衛生管理ガイドライン等を徹底させる仕組みが不可欠である。
- 野生動物管理に関わる実務の複雑化・多様化を踏まえ、高等教育機関における専門教育体制の整備も含めた「系統的な人材育成システム」の確立が不可欠である。

2017年7月21日

JWMA 野生動物管理全国協議会

講演や総合討論を踏まえての具体的提言

1. 捕獲について

- 認定鳥獣捕獲等事業者制度については、実質的に事業者自らが行う研修に依存し客観的な考査も課せられていないため、少なくとも現時点では「質保証」のシステムとはなっていません。一方、環境省が準備したテキスト等の質は極めて高く、これを活かすためにも客観的な考査等を導入し「質保証」を達成すべきです。
- 捕獲の背景や目的等は、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整、指定管理鳥獣捕獲等事業ごとに著しく異なるため、対応すべき従事者像もおおのずと異なってきます。この違いを踏まえ、それぞれの現場で求められる「従事者として求められる人材像」を明確化するとともに、各人材像を想定した人材の確保と育成を進めることが急務です。
- 鳥獣対策に求められる専門家として、捕獲従事者のみならず被害管理や個体数管理、生息環境管理等に対応する者も想定されます。加えて、関連事業の計画や監理・監督を担当する者も不可欠です。これらの人材には、極めて高度な知識と技術が求められることから、「高度専門職業人」としての位置づけのもと、高等教育機関における系統的な専門教育を施す必要があります。
- 上記「高度専門職業人」の育成を行うためには、早急に「モデル・コア・カリキュラム^注」を策定するとともに、それを実質化するための教育体制の充実と整備が不可欠となります。

注：鈴木（2016）の「モデル・コア・カリキュラム策定と教育体制整備の必要性（<http://shiretoko-u.jp/wp-content/uploads/2016/07/newsletter8.pdf>）」を参照。

2. 資源的利活用について

- 現行の利活用推進策では、「脂肪が多い肉が得られる秋から冬は被害発生時期とは一致せず、この時期の捕獲は被害対策として機能しにくい」や「肉を確保するための闇雲な捕獲は、動物の警戒心を著しく高め捕獲効率を低下させることから、個体数削減の障害となる恐れがある」等の個体数管理と利活用とのミスマッチが未整理です。これらの問題を明確化し、利活用の在り方に関わる基本方針を整理する必要があります。
- 自然資源である野生鳥獣は、生産量や飼養方法等を管理できる家畜とは根本的に異なります。そのため、野生鳥獣の利活用を進めるにあたっては、水産業を参考

に「資源管理」の発想を導入すべきです。すなわち、地域ごとの生息状況から、現存の資源量や捕獲すべき数・場所等を可視化し持続的に活用するための戦略を構築しなければなりません。

- 野生鳥獣では、年齢、性別、捕獲時期等により肉質や歩留まりが大きく変動します。畜産物と同様に脂肪量等にもとづく格付けが行われると、規格外もしくは低品質と判断され流通・消費しにくい肉を量産する可能性があります。
- 野生獣肉の資源化で最も優先されるべきは、食品としての安全・安心を担保する仕組みです。現状では、食品衛生に関わる知識や経験に乏しい狩猟者に依存した加工処理施設が乱立し、行政的な監視体制も不十分です。そのため、衛生管理に関わる基準やガイドラインを「現場レベルで実質化させる仕組み」を早急に構築する必要があります。

以上